

前橋市粕川町込皆戸地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の制定について（議案第132号）

建築指導課

1 制定の理由

粕川町込皆戸地区における適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物に関する制限を定める。

2 主な内容

(1) 建築物の制限

面 積	約3.6ヘクタール
特定用途制限地域	産業共生地区
建築物の用途の制限 (建築してはならないもの)	ア 店舗、飲食店その他これらに類する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの イ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 ウ カラオケボックスその他これに類するもの エ 建築基準法別表第2(る)項に掲げるもの(油脂の採取、硬化又は加熱加工施設及び堆肥製造施設を除く。)

(2) 公益上必要な建築物の特例

公益上必要な建築物であって、前橋市建築審査会の同意を得て市長が許可したものは、この条例の規定を適用しない。

(3) 罰則

この条例の規定に違反した建築物の建築主等は、10万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

令和5年10月1日